

今月の  
テーマ

## 遺言書を書こう

遺言書を書こうと言われても、“では早速…”という訳にはいかない。切羽詰まつてもいい環境では、そう簡単に踏み切れるものではない。御巣鷹山に墜落した日航ジャンボ機に搭乗していた人の多くがメモのできる紙をまさぐり、にわかにメッセージを書き始めたのは、奇しくも死を覚悟せざるを得ない状況があったからだ。人はとかく、時間があると“その内に”とばかり、思いはあってもなかなか進まない。何故だろうか…。吾輩も含め、多くの方がそうであろうということは容易に察しが付く。遺言の場合での切羽詰まった状態は、“時すでに遅し”になってしまいかねない。誰もが避けて通れない命の終わり、その日は突然に訪れるかもしれないのだ。その日を意識すると、今何をしなければならないかが少しずつ見えてくるし、見えてきた課題はすなわち、今をどう生きるかを考える事にも繋がってくるのである。

遺言のみならず、「終活」における様々な記録やメッセージを残すことは、今から始めなければならないのである。20、30歳から書けとは言わないが、せめて現役をリタイアする頃には始めなければならないと考えるのだが、さて貴方はいつから…！？

かくいう私は“終活”なるものをスタートし、徐々に進めている。遺影写真も決まつたし、今年は墓地も購入し墓も建ててしまった。“いつか入る”であろう墓石を前にして、妙な満足感さえ覚えてしまう。その日を意識することは、家族のためであることは勿論、今を生きる自身のためにも意味のあることではないだろうか…。

人はとかく、行動を起こすためには何かのきっかけが必要なことが多い。禁煙にしても、ダイエットにしてもきっかけがあればスタートし易いが、遺言・終活のきっかけはなかなか無い。読者の皆さん、この記事をきっかけとして始めてくれれば嬉しいのだが…。

旅行に行つた時のイメージや宝くじに当たったなどの楽しいことはイメージしやすいだろうが、死をイメージすることはそうそう無い。何より“縁起でもない”とお叱りを受けそうだが、誰にでもいつかは訪れる事である。それをイメージするのは、万が一に備える生命保険への加入の時くらいだろうか…。妻や子供に対する責任と義務、その後の家族の生活が終活を強く意識することになったことの一つに、一冊の本との出会いがある。いつも私の側にある人生の指針とも言えるその本には、何とも不思議なくなりがある。それは、「これらの数ページを読むために、静かで邪魔の入らない、一人きりになる場所に行き、仕事・家族…のことなど一切を忘れて意識を集中し心を開いてもらいたい。あなたは、愛する人の葬儀に参列するための事を走らせている：（中略）会場につき、祭壇の前に進み、そこに飾つてある写真を見上げると、なんとそこにはあなたの自身の写真が飾られている。これは、3年後に執り行われるあなたの自身の葬儀なのだ。」という設定だ。その中で著者は、こう投げかけている。「ここで深く考えてほしい。集まつた家族や親戚、友人、同僚などなど：（中略）集まつてくれた人たちから、貴方の人生にとって、なんと言ってほしいだろうか。

つぶやき  
がんちゃんの

生活に何かと役立つ連載コラム

# 生活知恵袋

せいいかつちえぶくろ

Vol. 138

## ● その時をイメージする



● つぶやきがんちゃん  
齋藤 廣勝(さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート代表取締役  
・CFP🄬サーティファイドファイナンシャルプランナー  
・1級ファイナンシャルプランニング技能士  
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師  
・住宅ローンアドバイザー  
・金融広報アドバイザー

こちら

## 保険と暮らしの相談センター

### “ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えております。現在ご加入中の火災保険でしっかりと対応できますか?  
ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

TLS

株式会社  
total life support  
トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 営業時間／9:30～18:00

(土・日・祝日は9:30～17:00)

● 定休日／水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細はホームページでもご覧いただけます。

彼らの言葉をもって、あなたはどういう夫、妻、父、母だったと述べてもらいたいのか。どういう息子、娘、いとこだったのか……」というものである。当たり前だが、自身の葬儀に参加するはずはないが、あるとすれば、せいぜいドラマの中に出でてくる幽霊くらいである。このくだりは、自身の葬儀を介し人生の集大成を自らが想定し、「これから先の人生をどう生きるか」の気付きと課題を投げかけている。物事への取り扱いは、何かしらのきっかけが必要だ。前号で取り上げた「法務局における白筆証書遺言書保管制度の誕生や、私のつたないエー・クラス」の記事が、この先の行動に何かしらの影響があることを願って止まない。

### ● 遺言を残すべき重要性の高い人

遺言を遺すべき人は、もちろん全ての人と共に通すると言っているが、とりわけ重要度の高い事例を挙げてみよう。10月号で「遺言を残した方が良い人」として13例を取り上げているが、この中からいくつかを取り上げ解説してみよう。

【その①：子どものいない夫婦】

子どものいない夫婦で、どちらか一方が亡くなつた場合、その財産の全てが妻(夫)のものにはならないという点がその理由だ。長年連れ添つて築いてきた夫(妻)の財産は、当然に妻(夫)のものと考えるところだが、法定相続分はそうではない。夫(妻)の両親が健在であれば、両親に法定相続分の3分の1が権利として発生するため、妻の相続分は3分の2となる。もし両親が先に亡くなつていた場合は、夫(妻)の兄弟姉妹に4分の1の相続権が発生する。それが良いとか悪いとかの問題ではないが、もしそれが困るということができれば、遺言などの方法による何らかの対策が必要であるということだ。

### 【その②：財産の種類、数が多い】

相続財産の種類が現金だけではなく不動産や貴金属など、種類が多い場合は、相続人それぞれの困惑や、その評価(価値)を巡つて話合いが付かないケースは少なくない。

合意するのが極めて難しい。現金・預貯金であれば平等な分割ができるても、それ以外の場合では誰が何を相続するかを巡つてトラブルに発展しかねない。その結果、せっかく被相続人が残した財産を処分し、換金した上で分割しなければならない事態となってしまう。それが居住用土地建物や事業用の資産たりすると、分割が難しいことから、不本意にも自宅の売却や、事業そのものを廃業せざるを得ない事態にもなりかねない。誰もが納得する(納得せざるを得ない)分割は、財産を残す人(被相続人)が指定するしかないと言つても良い。

【その③：推定相続人が多い(複数人)】

法定相続人が子ども一人という場合を除いては、常に遺産分割を意識しなければならない。法定相続人が確定するまでは「推定相続人」となるが、何代にも渡つて相続登記がされなかつた場合、「推定相続人」はとんでもない数に及ぶこともある。会つたこともない人同士が相続人になることもあるし、その場合、もはや話し合いの場をつくること自体が難しくなつてしまつ。既に発生してしまつては、相続権利者を排除することはできないし、膨大な費用が発生することにもなりかねない。結果として、遺産分割協議はとん挫し、手が付けられずに放置され、さらに複雑になり、さらには税法上の優遇制度が適用されなくなるなどの問題も発生することになる。いずれにしても、複数の法定相続人及び権利者が存在する場合、遺言などでの指定が重要になつてく

るのを言つまでもない。

【その④：同居の子と別居の子がいる】

仮に同居の長女と別居の長男が法定相続人の場合で、母と同居していた長女が自宅土地建物を相続すると仮定すると、長女に相続する居住用の土地の評価は2割(なんと8割引き)となり、相続税は大幅に安くなる。一方自宅の評価と同等の現金を相続した長男は、それに対する減額はないため税負担は全く違うものとなる。相続税のかからない場合でも、誰が何を相続するかで話合いが付かないケースは少なくない。

【その⑤：財産を均等に分けない(難しい)】

前者の例を含め、均等に分けられない場合や、難しい場合は、財産を遺す人の意志がは、完璧な分割方法とはいから、これまでの相続人との関わり方や、自身の想いを含めた遺産分割の指定こそが事を収めることになるはずだ。

【その⑥：法定相続人以外の人へ財産を残したい】

相続財産の承継は何も法定相続人に限つたことではないが、これまでの制度では、被相続人の生前に多大な尽力・功績のあった者であつても法定相続人にはならなかつた。しかし、2019年7月1日(施行)の「特別寄与料」制度の創設により、相続人以外の親族が、相続人に対する金銭の支払を請求することができる。私はこの制度は大いに歓迎すべきものであると考えているが、利害関係者である「法定相続人」からすると、穏やかではない感も否めない。この新しい権利により、別の意味ではトラブルのネタが一つ増えたのかもしれない。請求という手段によらない、被相続人の想いが込められた遺言こそが公平な分割になるのではないだろうか…。

### ● 遺言を書こう

これまで3回にわたつて遺言の必要性を説いてきたが、それは一部の資産家の問題ではないこと。また、遺言が無いことでトラブルに発展しかねないことを考えれば、全ての人と共に通する問題だと考えている。「誰もが遺言を書く」ことが当たり前の文化になつてほしいものだ。遺言を書こう。

#### 来月号は

